

〒 1 0 0 - 8 9 2 0
東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 4
東京第 5 検察審査会御中

5

2 0 1 7 年 5 月 1 5 日

差出人申立人 渡邊秀一 草加市新里町 1 0 2 0

電話 0 4 8 - 9 2 5 - 5 3 0 3

東京第 5 検察審査会平成 2 9 年（申立）第 7 号審査事件
審査申立書の表示訂正

10

（2 0 1 7 年 1 2 月 2 0 日）の告訴告発を受理した
官庁は東京地方検察庁！ この右上の日付表示を
（2 0 1 6 年 1 2 月 2 0 日）に直します。

ならび

不起訴処分の理由告知書の請求に、当書面と合わせて
審査会に提出します。

15

事件事務規程の第 3 条 事件の受理手続は、

（4）検察官が告訴，告発，自首又は請求を受けたとき
イコール受理されます。（但し書きなしである）

20

検察審査会事務官から、

検察審査会 1 1 人の皆様に、

検察庁の不受理と口車には根拠条文がなく

最悪の習慣であることを、

ご指摘下さい。

25

また

検察審査会の 1 1 人の人選は、非公開であり、

任期 6 箇月の、残りの任期が非公開でしょうか、

判事検事の立会で人選してると伺いました。

なんということでしょう！

30

〒100-8903
東京都千代田区霞が関1-1-1
東京地方検察庁検事正殿

5

不起訴処分告知書の請求 2017年5月15日
差出人請求人 渡邊秀一草加市新里町1020
電話048-925-5303

戒名、処刑拷問の官民営業の丸だし 10

のりんち殺人道中詐欺監禁罪じけん

下記、告訴告発人私しの告訴告発①②③④⑤につき、
不起訴処分理由告知書（様式119号）を、
刑事訴訟法第261条に基づき請求します。

①こくそ状-1&4 2016' 12月20日 15

②告訴状2C待ち伏せ 2016' 12月20日

③告発状01-後始末 2016' 12月20日

④告発状02目潰し半殺し2016' 12月20日

⑤処刑拷問の官民営業の丸だし

の隠蔽事件こくそ状 2017' 4月27日 20

尚

告知書は、請求人住所に郵送下さい。

事件事務規程第3条 事件の受理手続は、

(4) 検察官が告訴、告発、自首又は請求を受けたとき、

イコール受理されます。（但し書きなしである！） 25

音声口車ならば不起訴の根拠は不存在で、

【トリック不起訴文体】は処刑拷問の負担である。